

# 地域づくり推進事業について

## 【現在までの経過】

平成21年2月の町内会長会議で「町内案内看板設置事業」「環境美化活動」について趣旨説明。各町内会から町内代表者を選出し、意見交換会を実施（町内代表者は別紙1のとおり）

- 1) 町内案内看板設置事業
  - ・わかりやすく活用できる内容の町内看板を住民から考えてもらい、設置する。
  - ・予算は行政で検討する。
  - ・設置後の看板所有、維持管理は町内会にお願いする。
- 2) 環境美化活動
  - ・住民から参加してもらい、地域一斉にクリーン活動を実施する。

### 第1回意見交換会

- (1) 実施日 平成21年7月22日（水）
- (2) 実施場所 与板支所 第1会議室
- (3) 協議内容
  - ・趣旨説明
  - ・質疑・応答
  - ・今後の進め方について説明

### 第2回意見交換会（ワークショップ）

- (1) 実施日 平成21年8月12日（水）
- (2) 実施場所 与板支所 第1会議室
- (3) 実施内容
  - ・ワークショップの進め方説明
  - ・ワークショップ（町内代表者を6グループに分け討議）
  - ・全体意見交換会（グループ意見発表）

### 第3回意見交換会（全体協議）

- (1) 実施日 平成21年11月24日（火）
- (2) 実施場所 与板支所 第1会議室
- (3) 実施内容
  - ・共通認識事項の確認
  - ・ワークショップの協議をふまえて、2つの事業の実施に向けての協議
  - ・意向調査実施について説明

それぞれの会議での内容要旨は町内代表者及び昨年の町内会長に配布済

### 意向調査の実施

- (1) 実施日 平成21年12月1日～12月21日（35町内回答）
  - ・全町内会に現段階での町内としての意向を調査
  - ・調査結果のとりまとめを町内会に配布（別紙2のとおり）

## 【町内案内看板設置事業実施案】

### 1 目 的

住民自ら、わかりやすく活用できる地域の案内看板を作ってもらい、地域への愛着をもってもらうことで地域全体の一体感と活性化につなげる。

(コンセプト)

～ 自分たちでつくり、自分たちで活用できる看板を ～

### 2 事業概要

- ・各町内会の自由な発想で創意工夫を凝らした町内看板を作製する。
- ・事業費は与板地域ふるさと創生基金事業等の予算を充てることとし、設置場所は町内会に一任する。作製・設置後の管理は町内会にお願いする。
- ・市民参加の事業で進めることから、実施の有無については町内会の意向によることとする。地域の一体感を高めるために多くの町内会から参加をしてもらいたい。

### 3 事業の実施方法

#### 1) 看板の規格等

- ・看板の規格(大きさ、デザイン)については統一する。各町内1枚とする。デザイン等は住民代表の協議により決定する。

#### 2) 住民代表による実行委員会

- ・看板の規格等を検討するために10人程度の住民代表者で組織する。(別紙3案のとおり)

#### 3) 看板の作製

- ・看板の掲載内容について町内会に一任し検討してもらう。
- ・町内名を入れる。
- ・コンセプトでも挙げたとおり町内会で活用できるような内容がよい。  
例として町名・地名の由来、町内や周辺にある歴史名所・地域資源などを掲載するの一案
- ・看板のデザイン発注等は支所で行う。

#### 4) 事業実施スケジュール

- 4月 実行委員会・・看板規格、デザイン内容協議・決定  
22年度実施町内会選出(希望調査)
- 5月 各町内へ規格・デザインその他決定事項周知
- 6月～8月 実施町内設置場所・掲載内容決定
- 9月～11月 看板設置作業

## 【環境美化活動実施案】

### 1 目的

地域全体で一斉にクリーン活動を行うことで、普段からきれいなまちづくりを心掛けてもらい、地域に住んでいる人、訪れる人の心が和む環境づくりにつなげる。

(コンセプト)

～ みんなのまちを、みんなできれいにしよう ～

### 2 活動の実施方法

活動日を決めて地域全体で一斉にクリーン活動を行う。

1) 地域一斉活動日 8月29日(日)午前7時から8時

2) 活動内容

- ・活動する内容は町内会に一任し、ゴミ拾いや草取りから啓発活動まで町内で行える内容を幅広く検討してもらう。
- ・参加者も町内会にお任せする。(子どもから大人まで町内全体にお声がけを)

(今後の展望)

～まずは町内単位でできることから お互いの町内が協力してできることへ～

例)

- ・堤防や町内間を結ぶ道路のゴミ拾い等を周辺町内で協力して行う。
- ・公共施設周辺の美化活動
- ・毎年聞かれる犬の糞の後始末 町内で犬の散歩をしている人(町内外)に町内美化活動への参加を呼びかける等

3) 収集したゴミの処理

- ・ゴミ拾いをされる町内は市民生活課から配布の環境美化袋を利用し、分別をしてそれぞれ決められたゴミ収集日に町内のゴミステーションに出してもらう。

・分別方法

燃やすゴミ

その他のゴミ

資源物収集に出せる状態のもの  
それ以外のもの

資源物に分別

燃やさないゴミに分別